

岩見沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料、電気料金等の物価高騰に対応するため、将来に渡り施設が利用できるよう使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢駅屋内自転車駐車場の使用料について従来の使用料から約165%に引き上げる。ただし、学生については約150%に引き上げる。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第68号

岩見沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岩見沢市自転車等駐車場条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第6条、第17条関係）

区分	単位	一般	学生
シーズン	1台につき	8,620円	5,170円
冬期保管	1台につき		2,750円
冬期保管（区分のシーズンと同時に申請した場合）	1台につき		1,360円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の別表第2に規定する使用料の納付その他のこの条例の施行日以後の使用に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。